

令和5年第2回向日市個人情報保護審議会 会議録

- 1 日時：令和5年12月21日（木）午前10時から午前10時40分まで
- 2 場所：向日市役所 本館3階 第7会議室
- 3 出席者：（委員）大田直史会長、酒井由紀委員、清水陽一委員、玄政和委員
（事務局）水上総務部長、行元総務部副部長兼総務課長、
井上同課情報管理係長、山田同課副係長
（関係部署）長谷川デジタル戦略課長、永岡同課係長
- 4 傍聴者：なし
- 5 議事
諮問事項
「向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程（案）」について

6 会議要旨

事務局	<ul style="list-style-type: none">○ 資料に沿って説明○ 欠席委員（野田委員）の意見報告
会長	事務局の説明と野田委員の意見を踏まえてご意見ありますでしょうか。
委員	死者情報を追加する理由を詳しくご説明いただきたい。
事務局	<p>個人情報保護法において、個人情報が生存する個人に関する情報と定義されたことから、本市の法施行条例も法に従い死者に関する情報は含んでおりません。</p> <p>ただ、死者に関する情報であっても、同時に生存しているご遺族に関する情報である場合があります。例えば、死者の家族関係等に関する介護の情報などは死者に関する情報であると同時に生存するご遺族に関する個人情報である場合が多々ございます。そのため、国も法施行条例の中で個人情報に死者に関する情報を含めることはできないと示されていますが、生存する個人の情報を一体的に管理している場合や、死者に関する情報が生存する個人に関する情報である場合は、そういった性質も踏まえ、死者情報についても漏えいしないように適切に管理することが望ましいとQ&A等で示されているところです。</p> <p>死者に関する安全管理措置の規定を別途定めるという方法もありますが、同等の安全管理措置を図るのであれば、この取扱規定の中に含めて規定し、適切に管理していきたいという趣旨で安全管理の対象に死者情報を追加したものです。</p>

委員	今の説明だと、生存してる人の管理を行えば防げる話だと理解しました。
委員	そもそも遺族と結びつかない情報をどこまで保護すべきかというところはあると思います。従前の運用を踏まえて、向日市において保護の対象にする、安全管理の対象に含めるというのであれば、その対応自体に意見するつもりはありませんが、保有個人情報の定義に死者に関する情報を含めるのが良いのかは精査する必要があるのではないのでしょうか。この規程案でも第2条で使用する用語は、法において使用する用語の例による。としている中で、保有個人情報に死者に関する情報を含めてしまうと、法の想定している定義とは違う運用がされてしまうということになるかと思います。もし安全管理措置の対象に含めるとしても、例えば、安全管理措置の対象として、死者に関する情報も保有個人情報に準ずる形で取り扱うみたいな形の規定の方が良いのではないのでしょうか。
事務局	規定の仕方については、再度検討いたします。
委員	行政の実務上、死者情報を含めた規定にした方が合理的であるとか、仕事がしやすいといったことがあるのでしょうか。
事務局	紙の申請書や台帳の他、システムでデータを管理しているものもありますが、現状、死者情報と生存者を分けて管理しておりません。そのため、安全管理という面では、お亡くなりになった方の尊厳を守るという意味でも、やはり両方を適切に扱うことが必要で、事務の取り扱いとしてもその方が実務に即しているのではないかと考えております。
会長	規定方法をご検討いただくとして、死者に関する情報も生存者と分けずに運用されてきたという点においては、死者情報も安全管理措置の対象とすることに合理的な理由はあるかなと思います。
委員	守秘義務と個人情報保護法による保護との兼ね合いはどう考えたら良いのでしょうか。
事務局	守秘義務は当然公務員も介護関係の事業所の方等、皆さん当然課されているもので、介護を受けられていた方がお亡くなりになったからといってその方の情報を何でもお話していいのかというところではないと思います。守秘義務の範囲等は事業ごとに示されるべきもので、今回の安全管理措置とは別であると考えております。
会長	その他の点については特にご意見ないようです。 それでは、保有個人情報の定義のところは事務局で再度ご検討いただくということよろしいでしょうか。

事務局	修正したものをご確認いただいたうえで、答申案をお示しさせていただきます。
-----	--------------------------------------